

別表（第2条関係）

補助事業名	西播磨文化会館と県立高等学校との連携による地域貢献をめざした人材育成事業（高齢者大学と龍野北高校との協働による人材育成事業）
補助事業の目的	西播磨文化会館と多様な専門学科を有する龍野北高等学校の双方が持つ資源の有効活用を図るとともに、当文化会館が設ける高齢者大学の学生との異世代交流を通じて、高校生に対し、地域への愛着や誇りを持つようとする「ふるさと意識」の醸成を図るとともに、地域社会で貢献できる人材育成を促進する。
補助事業の対象となる者	西播磨文化会館管理運営コンソーシアム 代表者 神姫バス株式会社
補助事業の対象となる経費	人材育成事業に要する経費（講師謝金、旅費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、賃借料、材料費、保険料、事務費）
補助率	1 / 2以内
補助金の額	予算の範囲内の額で、200千円以内（ただし、千円未満の端数は切捨てる。）
適用除外する条項	第19条
その他の事項	_____

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 事業計画書 (別紙1)
	(指定期日) 別途通知する日
第7条第1項 (事業の変更承認) (交付決定額の変更)	(軽微な経費配分の変更) 補助金所要額に変更が生じない範囲で経費配分を変更する場合
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の細部の変更を行う場合
	(添付書類) 事業変更計画書 (事業計画書 (別紙1) に準じる)
	(指定期日) 変更のあった日から2週間以内
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項) 必要が生じたときに、別途通知する
第11条 (実績報告)	(添付書類) 実績報告書 (別紙2)
	(指定期日) 補助事業完了後30日以内 (第8条の規定により事業の廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日から10日以内) 又は令和9年4月15日のいずれか早い日
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) _____